

3 高木産第 421 号
令和 4 年 3 月 31 日

公益社団法人高知県建築士会長 様

林業振興・環境部長

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱等の
一部改正について（通知）

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱等を一部改正しましたので、通知します。

なお、本要綱等は、高知県ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

記

主な改正内容

- ・旧事業区分 3 「非住宅木造建築の研修」、旧事業区分 4 「非住宅木造建築物のモニタリング」を廃止
- ・事業区分 3 「非住宅建築物の木造化・木質化」を新設
- ・事業区分 2 「非住宅木造建築物の設計等」における「建築に必要となる部材の試験等に要する経費」を追加
- ・建築物木材利用促進協定による補助金額の上限額を増加

（ 担当：高知県林業振興・環境部 木材産業振興課
電話：088-821-4593 ）